

PFI事業に係る実施方針の策定の見通しについて

令和 8 年 9 月 25 日
千 葉 県 船 橋 市

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成 11 年法律第 117 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公表します。

特定事業の名称	期間	概要	公共施設等の立地	実施方針を策定する時期	担当
船橋市下水道施設 包括的民間委託	10年間 (予定)	本事業は公共下水道施設等の維持管理業務及び改築関連業務等について、管理・更新一体マネジメント方式(レベル 3.5)を実施する。	①高瀬下水処理場 ②宮本ポンプ場 ③高瀬処理区合流地区の管路施設	令和8年 10 月 (予定)	建設局下水道部 下水道河川計画課 047-436-2662